

2018年度の取組経過と2019年度活動方針（案）

一、第15回総会以降の取組経過と到達点

1. はじめに

あくまで人口増加を背景とした高度成長期の態様でしかない「経済成長と社会の拡張」が「あるべき社会増である」という発想を、呪縛の如く刷り込まれてしまっているこの国は、急速に深刻化する少子高齢化と人口減少社会の到来という現実のもと、回避することは許されない「負担の分配」を直視できずにいる。

また、課題を激情的に抽象化し不満の解消をめざすポピュリズムの台頭を踏まえ、典型的な有権者の「高福祉低負担」志向を巧みに利用し、二度にわたる増税回避を行った為政者に対し、政治的利害あるいは思想信条的に、従属または対決することで二極化している政治とマスメディアの現状から、財政破綻という絶望からの脱出の途は一向に見出だせない状況にある。

一方、「経済成長が財政健全化や少子化と人口減少をはじめとする全ての問題を解決する」という単純化した政策の推進は、膨大な公的債務のもとでの経済成長が、金利上昇により財政破綻を引き起こす可能性がある一方で、それを抑制するための低金利政策は国内資産価値そして通貨・円の暴落を生じる危険性が指摘されている。

また、「後手に回ると、日本は新たな国際競争の大きな潮流の中で埋没しかねない」「日本は、世界に先駆けて人口減少に直面することから、他国に比べ、失業問題といった社会的摩擦を引き起こすことなくAIやロボットなどの新技術を社会の中に取り込むことができるという点で優位な立ち位置にさえある」との誘導的ともいえる指摘のもと、経済成長の柱に位置付けられる第四次産業革命については、雇用と生活という人が本来的に有する営みを構造的に奪う危険性があることに留意する必要がある。

このような情勢を踏まえ、公務労協は、公務公共サービスが国民生活の安心と安全を支える基盤であるという基本的認識のもと、熊本地震そして東日本大震災からの一刻も早い復旧・復興と再生をはじめとした公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかることを基本的な立場として、第一にすべての公共サービス労働者の生活改善と格差是正をはかること、第二に良質な公共サービスの実現に向け、

そのあり方を再構築すること、第三に公務員制度の抜本改革と公務における労使・労働関係の改革を推進すること、第四にこれらの取組を通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」、「公務員制度改革、労働基本権確立の取組」、「公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進」等の諸課題への対応を進めてきた。

2. 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

公務労協は、2004年に新自由主義・市場万能主義の対抗軸として「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」をスタートした。今年度の取組にあたっては、①新自由主義・ポピュリズムに基づく公務・公務員批判の延長における思想的・感情的圧力、②財政健全化のための自己責任による縮小圧力、③選挙のためのバラマキ＝現金給付中心主義による現物サービスの後退圧力、の三つの深刻な圧力に公共サービスが晒されている現状を認識した上で、これらの圧力に対し毅然とした対立・対抗をはかるため、公共サービス基本法の意義と目的等を重視した活動、とくに近年頻発する大規模な自然災害時における公共サービスの重要性に関する社会的な理解の再構築を柱に公共サービスキャンペーンを展開してきた。

2018年2月23日に都内で開催した「2018年公共サービスキャンペーン開始中央集会」では、熊本地震そして東日本大震災をはじめとする大規模災害について、従事する労働組合としての社会的責任と役割を具体化するため、復興庁及び熊本市からの講演を通じて復興・再生の現状を改めて共有するとともに、震災を風化させてはいけないという思いを全体で確認した。

2月末から3月には、キャンペーンの取組の一環として、昨年に引き続き、熊本地震及び東日本大震災で被害の大きかった4県（熊本県、岩手県、宮城県、福島県）を訪問し、公共サービス基本法の基本理念や基本的施策を踏まえ、それぞれが従事する事務・事業の立場から、大規模災害時の対応における公共サービスの課題などについて意見交換を行うとともに、集約した国への意見要望等を取りまとめ、同年4月3日に、公共サービス基本法の所管である総務省に対して要請書を提出した。要請に対し総務省は、「公共サービス基本法の基本理念は、災害時対応を含む各種施策を講じる上で必要不可欠なものであると認識している。これまで総務省としては、各種施策の策定及び実施を担う各府省や自治体に対し、同法の趣旨や基本理念について周知を行ってきたところであり、引き続き、所管省として適切に対応していく」との見解を示した。

また、各構成組織及び各地方連合会での取組に向けた意思統一がはかられるように、活動の宣伝媒体としてキャンペーンの取組状況等を編集した「2018公共サービスキャ

ンペーンニュース」を4月中旬に発行した（発行部数約212,000部）。

なお、地方段階における2017年度キャンペーンの取組状況を把握するため、2018年1月に報告を求めた（28地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会から報告）。その結果、集会・行動等を実施したのは18地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会、公共サービス基本条例制定に向けた取組は21地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会となっている。これらの取組状況については、同年1月31日に開催した地方代表者説明会において取組事例の紹介を含めて全体で共有をはかった。公共サービス基本条例制定の取組については、引き続き、この間の各地方公務労協等の取組状況や意見も踏まえながら、連合の公契約基本法及び公契約条例制定活動との連携と結集を重視し、地方における主体的な創意・工夫ある活動を支援していく必要がある。

具体的な取組の一つとして提起した、「理念と政策が一致する政党との公共サービスの再構築に向けた協議の場の設置」については、引き続き、政治動向等を十分に注視し、協議の場の設置に向けた具体の対応をはかっていくこととする。

今後は、政府をめぐる様々な事件や不祥事によって失われた公務・公共サービスに対する国民からの信頼を回復するとともに、公共サービス基本法の理念のもと、従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすべく、国民の安心・安全を確保する質の高い公共サービスの確立に向けて取組をより一層強化していくことが求められる。

3. 公務員制度改革、労働基本権確立の取組

連合との連携のもと進めてきたILO勧告を満たした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現は、2018年の第107回ILO総会・基準適用委員会における個別審査の実現と11回目となるILO結社の自由委員会第386次報告・勧告（2018年6月9日ILO理事会承認）により、新たな局面を迎えることとなった。2000年12月の政府・行政改革大綱の閣議決定に端を発する公務員制度改革において、その後の政権交代及び再交代に象徴される政治の変動に翻弄され、依然として1948年の国家公務員法改正以降の制約が継続される労働基本権問題について、2018年のILOにおける経過は、解決に向けてこれ以上ない貴重な端緒を得ることとなった。

前回機会となった2015年の第104回ILO総会における個別審査の断念を踏まえ、本年総会における個別審査を起点としてILO勧告を満たした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現に向けて、これまで国内外の対策を強化するとともに、シンポジウムの開催等を通じた組織内外の周知と社会的発信をはかってきた連合は、第6回中央執行委員会（2018年2月16日）において、公務員の労働基本権回復に向けた

当面の取組として、①国家公務員制度改革3法案（議員立法）の国会提出に向けた対応（→6月1日、国民民主党、立憲民主党、無所属の会、社会民主党は共同で、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」「国家公務員の労働関係に関する法律案」「公務員庁設置法案」を衆議院に提出）、②国際労働組合総連合（I T U C）と連携し、6月のI L O総会・基準適用委員会における個別審査の実現、③公務職場における働き方の現状と課題を踏まえ、良質な公共サービスの維持に資する「働き方改革」の必要性と、その実現のために労働組合が果たすべき役割をテーマにシンポジウムを開催すること等を決定した。

連合は、2018年4月4日、構成組織、地方連合会、政府関係者、連合フォーラム議員など約340名が参加するもと「連合シンポジウム『質の高い公共サービスを維持するために』－公務・公共サービスにおける「働き方改革」と労働組合の果たすべき役割－」を開催した。集会は、冒頭、野田副会長（連合政策委員長）が「働く者のための『働き方改革』に向けた制度設計は、労使協議を踏まえたものでなければならない。公務職場においても、質の高い公共サービスを提供するうえで、労働基本権を確立し、自律的な労使関係のもとで、労使双方が責任をもって課題に対応する枠組みが必要である」との主催者代表挨拶を行い、続いて、郷野I L O理事は「一部の例外を除き公務員の労働基本権は認められるべきというのが基本的・国際的な通念である。しかしアジアではこの点が遅れており、リーダーとして範を示すべき日本でも労働基本権が制約され続けているのは恥ずかしいことである」「日本政府は基本権制約の理由ばかりを積み重ねているが、労働側として、基本権の付与が可能となる方法を訴え、前進をはかる必要がある。本日の機会も活用し、我々もみなさんとともに取り組んでいく」と述べた。また、基調講演の後、カレン・カーチスI L O国際労働基準局次長は、公務員の基本的権利に関するI L O条約や結社の自由委員会による勧告の意義、各国における公共サービス改革と労働基本権への影響と課題などについて課題提起を行った。その後、ディスカッションでは、消防、教育、税関の各職場における働き方の現状と抱える課題について報告を受け、公務における女性の活躍が持つ意義や、質の高い公共サービスに向けた自律的な労使関係のあり方について討論し、参加者との意見交換を行った。最後に、相原事務局長は、I L O総会に向けた対応や自律的な労使関係制度の構築にかかわる議員立法の働きかけなど、直近の連合の取り組みについても触れながら、「日本が国際社会から厳しい目で見られている立場にあること、当たり前の権利行使ができないことによる困難さが現場にあること、働く者個人のみならず組織ガバナンスの深化にとっても自律的な労使関係の構築と労働基本権の回復は意義があることなどが共有できた」「この課題は当該組織だけのものではない。私たちが全体としてこの課題を共有し、様々な場面で発信していくことが重要である」とのまとめ

を行った。

第107回 I L O 総会・基準適用委員会における個別審査は、2018年4月27日に該当各国政府通告・4月30日に公表されたロングリスト（個別審査の候補として、日本の第87号条約案件を含め40件が登録）を踏まえ、最終的には、総会開会日5月28日の翌日に確定されたショートリスト（個別審査に付される案件として、日本の第87号条約案件を含め24件が登録）への登載により決定した。なお、個別審査案件の選定については、国際労働組合総連合（I T U C）と国際使用者連盟（I O E）の代表責任者間の協議により決するという手続きが採られる。この間、日本の第87号条約案件の個別審査実現については、労働側の代表責任者（スポークスパーソン）であるマルク・レーマン氏（ベルギー労働組合連盟会長）が、個別審査回避を目論む圧力に一切屈することなく、神津会長をはじめとする連合側の要請に、選定における幾多の困難な過程はもとより個別審査・議論そしてまとめに至るすべてにおいて、熱意と信念を持って尽力・奮闘いただいたことによるものに他ならない。

基準適用委員会における日本の第87号条約の個別審査は、6月4日（現地時間18時40分から）に行われた。冒頭の日本政府陳述の後の国際使用者連盟と国際労働組合総連合のスポークスパーソンの発言等を踏まえ、当事者国労働側を代表して発言した川本連合会長代行（公務労協副議長）は、①現行制度が将来にわたり恒久化されることへの強い懸念と危惧のもと、日本政府に対し繰り返し指摘されてきた課題はすべて未解決である、②消防職員の団結権を否定する政府及び関係者の主張（団結権の付与による職務への悪影響）は議論の挿げ替えに他ならず、あくまで職務と組合権の保障とは無関係な問題、③国有林野事業職員は労働協約締結権の適用を除外されるという権利の後退と侵害について、政府はこれを解消する措置を未だに講じていない、④日本政府において諸課題の解決をはかる意思は皆無であり、「関係者との意見交換と検討」を場当たりの繰り返すことで、その場しのぎの対応に終始しているが、このような日本政府の姿勢と対応をこれ以上放置することは断じて許されない、などの指摘を行った。その後、主に各国労働側（ポーランド、シンガポール、P S I、英国、E I）による消防職員の団結権の否定及び労働基本権制約の代償措置に関して日本政府を追及する指摘が行われ、これらの議論を踏まえた集約として、再び、日本政府及び国際使用者連盟と国際労働組合総連合のスポークスパーソンによる締め括りの陳述・発言が行われた。

基準適用委員会の個別審査のまとめ・報告は、他国の案件とともに、6月8日の総会において採択された。日本の第87号条約案件については、①委員会は、消防職員委員会の機能改善のための計画を作ることに関し政府がコミットメントを示したことに

ついて留意した、②委員会は、自律的労使関係制度に関して必要な措置を講じるという点に関し意味ある進展がないことに留意した、③委員会は政府に対し、以下のことを要請した、a) 自律的労使関係制度に関しては様々な課題があるという政府の声明を考慮し、社会的パートナーと協議し、この制度について慎重に検討すること、b) 消防職員委員会制度の機能に関する問題を特定するため議論されたイニシアチブについて、および、その結果とられた措置について情報提供すること、c) 消防職員は警察とみなされるとの政府見解について、そして、この見解がどのように条約の適用に関係するのかという点に関し、国内レベルで社会的パートナーと協議を持つこと、そして、この協議の結果について情報提供すること、d) 社会的パートナーと協議し、刑事施設職員のどのカテゴリーの職員が警察の一部とみなされ、それゆえに団結権の適用除外となっているのか、警察の一部ではないと分類され団結権を持つ労働者なのかという点について、検討すること、e) 社会的パートナーと協議し、人事院の手続が公平で迅速な調停と仲裁を確保するのかに関し、検討すること、④委員会は、政府に対し、これらの勧告を実施するための期限付きの行動計画を社会的パートナーとともに策定すること、および、2018年11月の次回専門家委員会会合の前までに委員会に報告するよう要請した等の指摘を行った。

日本の公務員の労働基本権問題が、ILO総会・基準適用委員会において個別審査が行われたのは、2008年以来となる。前回の議論の焦点は、当時参議院で野党民主党が多数派を得ているネジレ国会において議論が進められていた国家公務員制度改革基本法にあった。そして、2008年個別審査の結論は、民主党政権における国家公務員制度改革関連四法案及び地方公務員制度改革関係二法案へと結実していくこととなったが、結果として2012年の衆議院解散により両案は審議未了廃案となった。しかし、今回の個別審査のまとめ・結論は、このような経過を踏まえつつも、引き続き「2008年通常国会において成立した国家公務員制度改革基本法を課題解決の基盤に置き、その道程について、期限を限定した揺るぎない指標を日本政府に示した」ものといえる。

また、個別審査の議論において、スウェーデン政府は「北欧諸国におけるスト権の制約については認められており、制約はあるものの、制約は少ないため、一般市民の利益を十分に提供することができる。このスト権が、公共部門において認められ、団結権が全ての労働者へ与えられることは極めて重要。日本政府も、この点に関して社会対話を続け進展を見るように措置を講じることを求めたい」、使用者側スポークスパーソンは「条約でカバーされていない刑務官に関しては、政府は代償措置を設け、勤務条件の決定に参加できる措置が求められている。警察とみなされない刑務官については、措置を講じ、彼らが第87号条約のもとで付与されるべき権利が享受できるように努めるべき」と発言するなど、基本的には日本政府を擁護する立場が想定される

他国政府及び使用者側がこのような指摘を行ったことは、政労使という三者構成全体を通じた内在的な認識としても、わが国における公務員の労働基本権制約が世界的にみて異例の状態にあることを明らかにしたものと考えられる。

一方、国内的には2012年12月の第46回総選挙による自民党への政権再交代の政治的焦点の一つであったといえる公務員の労働基本権問題が、それから6年近くが経過した今日なお、冷静かつ論理的な議論を微塵も求めない感情的な政治問題であることに変化はない。しかし、労働基本権の回復を求める要求とその実現について、これ以上の成果を得ることのできない極めて貴重な起点と道程が今回の個別審査のまとめ・結論であることを確信し、引き続き、政治的・社会的に困難な環境にあるものの、普遍的、社会的そして国際的な責任であるという立場から、連合との連携のもと、ILO勧告を満した労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現に向けた対応を慎重かつ堅実そして戦略的に再構築しなければならない。

4. 高齢者雇用施策に関する取組

2013年度からの公的年金の報酬比例部分に関する支給開始年齢の段階的引上げに伴い、60歳から無収入となる期間が発生することで、官民共通の課題であった雇用と年金の接続に関する公務員における取扱いは、人事院の「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」（2011年9月）に基づく措置ではなく、60歳定年後の再任用制度による対応がはかられてきた。

そして、現実的そして具体的な雇用と年金の接続は、引き続き厳しい定員抑制・削減基調と措置が継続されてきたこととともに、段階的に公的年金の支給開始年齢が引き上げられてきたことで、勤務時間等における希望内容とのミスマッチが極めて深刻な状況となっている。

一方、「人口減少の中で潜在的成長力を引き上げるため高齢者雇用を促進することは国家的課題である」とする成長戦略の観点から、自民党の「一億総活躍社会の構築に向けた提言」（2017年5月10日）及び政府の「経済財政運営と改革の基本方針2017」

（2017年6月9日）において、公務員の定年の引上げについての検討が提起され、政府の公務員の定年の引上げに関する検討会及び関係閣僚会議は、2018年2月16日、論点整理を行い、「給与及び分限」に関する見解を人事院に求めた。

このような経過を踏まえ、2018年6月15日に人事院から「定年の引上げに関する措置（素案）」が提示されたことに対して、公務労協は第8回運営委員会（2018年6月28日）において、「今後の定年の引上げに向けた制度見直し等への対応について」は、①公務員連絡会による対人事院交渉そして公務労協としての対政府交渉を引き続き2008年5月に策定した「雇用と年金を接続し

た公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向」の実現を求める要求（公務労協2012年度活動方針）に基づき強化する、②今後の対人事院及び政府交渉においては、a)定年延長に伴う60歳以降の給与水準は、現行定年までの給与カーブの維持と実質的な再任用職員の給与を上回る水準とすることを前提として、当該世代における標準的な生計費をみたすことを追求する、b)地方出先機関等における本府省課長クラス以上相当職以外の管理職の役職定年制については、昇任・昇格ペースが全体として遅延することや役職定年後の受け皿を相当数用意することが困難であること等を踏まえつつ、政府の責任における段階的定年延長年齢までの万全な任用の継続を最低限とすることを確認した。

人事院は、8月10日、政府に対して「一定の準備期間を確保しつつ、定年年齢を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要がある」とする意見の申出を行った。これにより定年引上げの実施の可否については、政府における具体的制度設計を踏まえた判断に委ねられることとなる。一方、民間企業における高年齢者雇用は、定年の引上げ及び定年制の廃止による対応が未だ2割に至らぬ状況にあるとともに、第196通常国会期を通じてかつてなく厳しい公務・公務員に対する批判的評価が顕在化していることに留意しなければならない。そして、今後の定年の引上げに関する対応については、この機会を逃してはならない一方、これが最後の機会という認識のもと、民間状況や決して積極的に肯定されているとはいえない社会的・政治的評価に対し「着実に確実に」な実施をはからなければならない。

5. 公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進

公務労協は、2003年の発足以来、「中央省庁をはじめとした公務公共サービスに従事する労働者の組織化・組織建設」を最も重要な課題のひとつに掲げ、公務員制度改革をめぐる情勢を踏まえ、2009年11月には、「組織拡大センター」を設置し、2010年1月には「組織化基本計画」を決定した。基本計画では、その目的として、①労働協約締結権付与を前提とした自律的労使関係制度の確立のためには、政府との間で対等かつ十分な交渉・協議態勢を確立することが必要不可欠であり、組織の拡大と主体的力量強化が急務であること、②自律的労使関係制度のもとでは、国家公務員に関する中央交渉、妥結内容が公務労協全構成組織の交渉・妥結結果に影響を与えることから、各府省での組織拡大は国家公務員関係組織のみならず構成組織全体の課題であること、③最重点目標を各府省の組織拡大に置く。合わせて、独立行政法人、非常勤職員等を含めた組織拡大の取組を進める、とした。

今年度も、中央省庁の組織化・組織拡大、国公連合の組織拡大・強化及び非常勤職

員の組織化を取組の重点として、国公連合の取組を第一義におき、連携を強化しながら活動を展開してきたが、いずれの取組についても目に見える成果を上げるに至っていない。

中央省庁の組織化・組織拡大については、引き続き、「1000万連合実現」の取組の一環と位置づけ、連合との連携をはかりつつ、中立組織との意見交換を中心に進めてきた。しかし、組織そのものの解散や役員が毎年交代することで継続的な人的つながりができないこと、組織における上部団体に対する姿勢が既に固定化されているなど、具体の成果をあげることはできていない。

国公連合の組織拡大・強化に向けては、定期的に組織拡大センター企画小委員会を開催し、構成組織の現状の共有、産別としての構成組織横断的な組織拡大に向けた取組の検討（組合加入勧奨パンフ等の共有）を進めてきたが、直近の国公連合の組合員数は77,738人（対前年比△1,887人、△2.37%）となり、一千人単位での減少傾向に歯止めがかかっておらず、組織強化に向けた国公連合の更なる取組の強化が求められる。また、非常勤職員の組織化については、構成組織毎に事情が異なっており、方針上での取組に止まっているのが現状である。全環境職組（国公連合加盟）への支援の取組については、環境省への出向者が多い林野労組、全農林からの協力を受け、全環境職組サポートチーム会議を定期的に開催して組合員への情報提供、職場での意見交換を通じた出向者に対する加入勧奨を行ってきたが組合への加入には至っておらず、また、環境省プロパー職員の加入は設立当初のごく少数にとどまっている。この間、全環境職組のホームページを開設するなど組織の知名度アップに努めているが現場からの反応は全くなく、組織存続を含めて極めて厳しい状況にある。さらに、金融庁職組（国公連合加盟）の組織再立ち上げに向けた取組も出向者の多い全財務との連携をはかりながら進めているが具体化には至っていない。

街頭宣伝行動については、全構成組織の参加体制のもとで霞が関及び国公連合の地方ブロックを拠点に、毎月一回、連合・公務労協の活動の様子や公務におけるトピック記事、国公連合の組織アピールなどを掲載したチラシ入りティッシュの配布（毎月約11,000個）を行ってきた。チラシやホームページを見た人からの労働相談などは、ごく少数で国公連合を中心に対応しているが、国公ユニオンへの加入には至っていない。連合、公務労協や国公連合の活動を継続的に広く周知することは重要な取組であるが、本来の目的である国公ユニオンへの加入から各府省庁の組織化に結びついていない現状を踏まえ、今後の行動について再構築する必要がある。

組織拡大を目的とした「組織拡大センター」を設置して来年には10年目を迎えることとなる。この間の取組状況を検証するとともに、具体的な成果を得ることができるよう、今まで以上に国公連合との連携を強化し、公務労協全体として各構成組織の課題を共有した組織拡大センターの活動をはからなければならない。

6. 組織検討委員会報告の具体化等について

第6回総会において承認された組織検討委員会報告の具体化について2018年度は、①未結成の12都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、重点県を設定し、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する：新たな地方公務労協の結成に至らず、②「協議会から連合会への移行」は、自律的労使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営の変更への対応を優先し、その具体化等を踏まえ、改めて討議の必要の有無を含めた再検討を行う：公務員制度改革に関する今日的情勢のもと、移行に係る課題の整理等の具体的な検討を行うには至らなかった。

二、2019年度活動方針

1. 情勢の特徴

(1) 第196通常国会以降の政治情勢

安倍総理が年頭会見において「働き方改革国会」と銘打った第196通常国会は、重要法案の成立をはかるための32日間の延長を含め延べ182日間の会期で、7月22日に閉会した。2012年12月の政権再交代以降、国政選挙で圧勝を続け長期化した安倍政権のもと、通常国会中盤の3月から5月にかけて、一時は三度目となるすべての報道機関の世論調査における内閣不支持率が支持率を上回る状況となったが、森友・加計両学校法人問題をはじめとした与野党の対立が継続・激化するもと、時間の経過とともに内閣支持率が上昇に転じていった。

また、延長後の国会においては、西日本豪雨による甚大な被害が生じた直後に、野党側は災害対応に万全を期すべきという立場から「政治休戦」を求めたが、安倍総理はEU（欧州連合）とのEPA（経済連携協定）の署名式への参加等予定していた外交日程を中止したものの、世論調査が今国会の成立に否定的であった「統合型リゾート（IR）実施法案」及び「参議院選挙制度改革をめぐる公職選挙法改正案」に関する与党側の強引な採決と、野党側の提出することを優先にした内閣不信任案の否決により第196通常国会は幕を閉じることとなった。

安倍総理は、7月20日に記者会見を行い「働き方改革、TPP、地方創生、そして全世代型の社会保障制度の構築、この通常国会は、我が国が次の時代に向かって大きな一歩を踏み出した、そういう国会になったと考えております」と自賛したが、閉会時に行われた世論調査においては、内閣支持率が横ばいまたは下落することとなった。

第196通常国会における政府・与野党の対応を踏まえ、世論は立法府の危機と改革・再生を指摘したが、マスメディアを中心に安倍政権への迎合か対立かに終始することで社会的混乱と喧噪を招き、将来に向けた諸課題への冷静な議論を没却させた損失は、立法府に対する責任転嫁により解決できるものではなく、いずれ我が国社会全体が負わなければならないことに留意する必要がある。

各種の世論調査における安倍政権への支持は、10～20才代が多数を占めている。これは、大学卒の就職率が過去最高（今春卒業大学生の就職率は98.0%、高校生は98.1%）となるなどアベノミクスを背景とした雇用の改善と景気回復が進んでいることが影響しているとみられている。しかし、安倍政権が進めてきた政策は、需要の増加による实体经济の拡大ではなく、金融政策である円安誘導により主に輸出関連産業・企業の好業績を招いてきたものである。また、この間の景気回復は、世界経済全体がリーマンショックによる低迷から脱却し回復局面にあることから、日本経済もこれに牽

引されてきたに過ぎない。一方、好調な雇用情勢は、景気回復を反映したものではなく、労働力人口の減少による構造的問題に起因するものに他ならない。

このような安倍政権が推進してきた政策との関係における誤解が解消されないまま、若年層を中心として高い支持率が継続されていることは、安倍政権における政治的利害あるいは思想信条的な政策の推進に、従属または対決することばかりを強調し、雇用や景気における丁寧な説明を怠っている政治とマスメディアに、その責任があるものといわざるを得ない。

2018年9月20日に行われた自民党総裁選挙において、安倍総理は連続三選を果たした。これにより歴代最長を視野に置く、更なる政権運営の長期化がはかれることとなったが、2021年9月末の自民党総裁任期満了を前提として、一部の世論からは政権運営の総仕上げが求められているものの、今後は常にレームダック（死に体）との格闘が続くことが指摘されてもいる。そして、これまで政権が支持される基盤をなしてきた経済政策が米中間の貿易摩擦の激化による世界経済全体に対する減速リスクへと波及する懸念をはじめ、ロシアや北朝鮮との外交問題、社会保障制度改革など困難な課題に直面することから、今後の政権運営は予断を許さないといえる。一方、「70年以上一度も実現してこなかった憲法改正にいよいよ挑戦し、平成のその先の時代に向かって新しい国造りに挑んでいきます」との政権運営に関する総仕上げに向けた決意を明らかにした安倍総理は、この間の大規模災害に関する補正予算案を10月末に開会が予定される臨時国会に提出することを正式に表明した。この他、臨時国会においては、出入国管理法改正案、日欧経済連携協定承認案、国民投票法改正案等が課題となることが想定されているが、来年に迫る統一地方自治体選挙および参議院議員選挙を控え、対決のための対立ばかりが与野党の間でさらに激化する情勢のもと、国家公務員の労働基本権制約の代償措置とされる人事院勧告は、国会と内閣に対して同時になされるという意義に基づき、給与法改正案の早期成立が最重要課題となる。

（２）社会情勢等

2018年4～6月期の実質GDP（国内総生産）成長率の第二次速報値は、年率換算で3.0%増（前期比0.7%増）となり、全体の6割を占める個人消費が前期比0.7%増（増加率のうち2.4%分押し上げ）となるなど、内需主導により景気が緩やかな回復軌道に復帰したことを印象付けた。しかし、リーマンショックから立ち直り約10年間にわたり拡大してきた世界経済のもと、景気回復を牽引してきた外需は失速気味となり、GDPにマイナス（輸出:前期比0.2%増、輸入:同0.9%増）に作用した。また、今後も個人消費を中心とした内需主導の経済成長が続くか否かには慎重な見方が多く、トランプ政権による貿易摩擦、中国など新興国経済の不透明感、イラク情勢等による原油価格の上昇、猛暑の影響などのマイナス材料が懸念され、景気の先行きは不透明なも

のとなっている。

2040年のわが国社会は、全市町村の半数近くで人口が3割以上減少（2015年比）し、出生率の低下により深刻な労働力不足に陥ることから、「生活や産業を支えてきた都市機能は維持できなくなる」との観点から、2018年7月3日に、総務省の「自治体戦略2040構想研究会」がまとめた第二次報告は、①圏域単位の地方行政と都市機能等の維持確保、②都道府県・市町村の二層制の柔軟化、③東京圏全体のサービス供給体制の構築、④公・共・私ベストミックスで社会課題を解決、⑤スマート自治体（半分の職員数で担うべき機能を発揮）への転換等を提起した。しかし、これらの指摘は、住民と職員との日常的な信頼関係を基盤とする市町村行政の実情をまったく考慮せず、大半の事務・事業がAIやRPA（ソフトウェア・ロボットによる業務自動化）の活用で代替が可能であるという極論により、地域における国民・住民に密接な公共サービスに従事している地方公務員の削減を目的化するものであり、①必要以上に危機感を煽ることで中央集権的な手法を正当化するものであること、②自治体における主体的判断を否定する全国画一的で押し付け的な手法であること、③地方自治体と地域の公共サービスを犠牲にした国の財政健全化策と考えられること、④安上がり行政による効率化のみを重視した公共サービスの質・量の低下を生じること等、極めて問題である。一方、急速に深刻化する少子高齢化と人口減少社会における公共サービスと基盤となる行政制度の改革の必要は不可欠であるものの、それは市町村に限定したのではなく、国を含めた行政全体としてのあり方について、慎重かつ国民的な議論と合意形成のもとで行われなければならない。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」は、5年半に及ぶアベノミクスの推進による経済における成果を誇張する一方で、人口減少・少子高齢化が、経済再生と財政健全化の両面で制約要因となり続けることを指摘するとともに、人生100年時代の到来を見据えた、個人や企業の役割、社会保障教育、住宅政策や労働政策、さらにはテクノロジーの飛躍的発展との関係を踏まえた幅広い視点に立った議論を求めた。一方、最も重要な財政健全化については、「経済・財政再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針2015）における2020年度の国・地方の基礎的財政収支（以下「PB」という。）黒字化は、この間、安倍総理が自ら独断的に進めてきた二度にわたる消費増税の延期及び増税分の使途変更、円高による企業業績悪化と税収下振れというグローバル化した経済のもとでのアベノミクスの限界により、目標達成が困難であることを明らかにした。そして、「新経済・財政再生計画」における「財政健全化目標」として、実質2%程度、名目3%程度を上回る経済成長の実現を前提に、①経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す（2019年度から2021年度を社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付ける）、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、とされた。これは、自

らの権力維持のための消費税増税延期を埋伏するために、実現不可能な「経済・財政再生計画」を策定し、その後、二度目の増税延期と増税分の使途変更という権力維持継続のための措置により計画達成が困難となるや、新たな計画を策定して責任を一時的に逃れるためのものに他ならず、国民に痛みを伴う社会保障をはじめとする歳出削減または増税を回避するための口実に、自らに都合の良い長期予測を前提としたポピュリズム財政健全化計画に他ならない。一方、政治に対する期待が失われた財政健全化は、「超高齢化・人口減少社会における社会保障制度の安定と財政再建の両立」というわが国社会の存続に不可欠な対応に向け、第一に、少なくともPB黒字化は債務残高を増やさないということに意義があり、将来世代に負担を転嫁しないということが未来への責任であること、第二に、経済成長によりGDPが伸びれば金利上昇による債務残高の膨張が生じるという経済における常識を踏まえること、第三に、これに反し金利の抑制を継続することは、公的債務の大半が国民の資産（年金積立金、預貯金など）で賄われていることから、その価値の減少は国民生活に甚大な影響が生じること、を踏まえなければならない。

（３）公共サービスと公務員を取り巻く情勢

「新経済・財政再生計画」のもとで編成される初めての予算となる2019年度の概算要求は、過去最高だった2016年度を上回り5年連続で100兆円を超え、総額102兆7658億円となった。要求額増加の要因は、高齢化の進展に伴う自然増を反映した社会保障費の伸び、相次ぐ大規模災害を踏まえた公共事業費の大幅増、7年連続で過去最大を更新する防衛費の膨張などが影響している。一方、国債費は、要求段階における増額は3年ぶりとなるとともに、2018年度予算との比較が5.5%増となる24兆5874億円（元本償還15兆5289億円、利払い9兆214億円）となった。これは、長期金利の変動幅を広げた日本銀行の動向に対応し、利払いの想定金利を2018年度当初予算より0.1%引き上げ1.2%に設定したことによるものであるが、膨大な公的債務を抱えるもと財政赤字を放置したままの金利上昇が利払い費の急増をもたらし、財政全体に致命的な影響を及ぼすことを明らかにしたものといえる。そして、安倍政権が新たな財政健全化計画を進める初年度において、その有名無実さを露呈するものとなったが、今後の予算編成に向けて、参議院議員選挙を控えての与党内からの歳出拡大圧力の一方で、サービスの提供を受ける側の国民の存在を軽視した社会保障費の抑制や公務員人件費をはじめとした無原則・無秩序な歳出削減について注視しなければならない。また、世論においては、引き続き、安倍政権の存在そのものの是非の延長において論じる傾向のもと、過去最大となる防衛費の適不適に焦点化した内容の報道が顕著になっている。しかし、そのことが深刻な少子高齢化のもとで世界最悪の財政状況にあるわが国の予算について、冷静な国民の評価や判断を惑わす結果となっていないかが懸念される。

また、一部の世論は、財政健全化について、官僚や政治家に対して強制力を持たせるための財政構造改革法の再導入を促しているが、わが国の財政窮迫が、民主主義のもとにおいて進行し、与野党がともに自らの権力維持と拡大のために無責任な対応をこれまでと同様に続けている限り無意味である。事態は、政府はもとより国会を含めた政治権力全体を規制する必要から、憲法改正を伴う民主主義の再構築をも視野に置かなければならない。

内閣人事局がとりまとめた2019年度の機構・定員等の要求状況は、時限増員要求を除き、全体で1,769人の増員となった。2018年度が1,352人の増員要求に対し446人の減員となったこと等を踏まえ、これまでの総定員削減を前提とした定員査定ではなく、少なくとも「必要とされる業務に、適正な勤務条件のもとでの必要な定員を配置する」ことを基本として、すでに業務に最低限必要な人員を充足しきれていない深刻かつ限界を超えている職場実態を踏まえるとともに、喫緊の課題である障害者雇用に関する速やかな法定雇用率の達成や長時間労働の是正そして段階的定年引上げに対応するため、早期に定員削減基調を廃止・転換することが強く求められている。

概算要求時の参考となる2019年度地方財政収支の仮試算は、総額87.7兆円（2018年度比0.8兆円増）を計上している。このうち、社会保障費の自然増等に充てられる一般行政経費は0.8兆円増が見込まれている。なお、地方交付税については、対前年度△0.5%の15.9兆円としている。これは、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」ものであるが、地方税収の増加を見込む一方、臨時財政対策債（地方交付税特別会計の財源が不足した場合に、交付額を減らし、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らが地方債を発行させる制度…償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置、実質的な地方交付税の代替財源）の発行額を3年連続で増額していることに留意する必要がある。このような概算要求における地方財政の取扱いは、社会保障費の増加と地方交付税の減額を両立させることを前提にしているが、人口減少と高齢化が進むなかで、地方自治体全体における最低限必要な住民生活の確保と社会保障の維持に対応することは不可欠であるものの、給与関係経費を含めた個々の地方自治体における財政への影響に注視しなければならない。

2. 活動の基本的考え方

国民生活を支える基盤である公務公共サービスを維持・確保するために不可欠な財政再建問題は、現代の政治システムの欠点を提起している。政治家は、与野党を問わず、議員という立場と自らの権力維持をはかるために行動する。そのため、現在世代

の利益を優先し、将来世代に及ぼすリスクを微塵にも考慮しない。そして、このような民主主義とその代表者に、社会の長期的な持続性を維持するための政策について、適切な意思決定ができるはずはない。「新経済・財政再生計画」において明らかなように、実質的に財政再建を放棄している安倍政権に対して、与野党が従属または対決することで二極化している国会において、財政健全化に関する追求がほとんど行われていない現状が象徴するように、政治全体が無責任さを露呈している。少子高齢化と人口減少そして世界最悪の財政状況を意図的に軽視するとともに、利己主義的な民意に迎合することで自らの権力と支持基盤を維持しようとするわが国政治の惨状は、公務公共サービスに従事する労働組合として、これ以上なく憂慮すべき事態であることを厳しく自覚する必要がある。

文部科学省における再就職等規制違反、厚生労働省の裁量労働制に関する調査不適切データ問題、財務省文書改竄問題、財務省事務次官セクハラ問題、文部科学省受託収賄事件、国の行政機関における障害者雇用問題など、官僚そして各府省における極めて遺憾な事件・不祥事が相次いでいる。これらの要因の一つとして、強すぎる官邸に対する各府省の忖度、幹部人事の一元管理等を措置した内閣人事局の発足等、安倍総理による行政の私物化にあるという批判が行われている。一方で、長期化する政権に対する官僚機構の疲弊という指摘もなされているが、かつてのように政権または与野党が望まない政策であっても、国民生活の維持・向上のために不可欠な課題に毅然として臨む官僚と各府省の態度はまったく鳴りを潜めるなど、近年、声高に主張されてきた政治主導への迎合を優先する行政への凋落と衰退が懸念され、さらに長期化した政権のもとにおいて緊張感が欠落した行政における深刻な弊害が明らかになっているといえる。そして、これらの事件・不祥事に端を発して、今後、行政や公務員全体に対する謂れなき感情的な評価へと増幅するとともに、不当な社会的批判へと暴走しかねないことに警戒しなければならない。

公務労協は、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかることを基本的な立場として、少なくとも現在の公共サービスの質と量を維持するとともに、より良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築する取組を強化する。同時に、公共サービスの重要性と普遍性を社会的に喚起するとともに、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をはかることに重点を置く。また、わが国の危機的な財政状況を直視し、「新経済・財政再生計画」の動向等を注視した対応をはかることとする。

具体的には、構成組織間で共通する政策課題の実現主体であるとともに対政府等との交渉主体としての性格を有する公務労協は、国家公務員の使用者たる性格と地方自治体及び独立行政法人・政府関連公益法人等の職員の勤務条件等に重大な影響力を有

する政府に対し、関係府省・人事院等との間における交渉・協議を最重視した対応をはかることとする。

また、賃金・労働条件をはじめとする諸課題に係る政治対策については、政党と労働組合との性格や目的の違いを踏まえつつ、交渉主体としての責任を果たす観点から、要求実現に向け広範な政党への対応に留意する一方、公共サービスへの影響を考慮しない歳出削減万能主義の政治勢力とは毅然として対立・対抗していく。

3. 具体的課題と取組

(1) 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

東日本大震災、熊本地震そして九州北部豪雨からの復興・再生が未だ道半ばのもと、大阪府北部地震、西日本豪雨（平成30年7月豪雨）、台風21号暴風雨、北海道胆振東部地震など、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等の甚大な自然災害が続いている。改めて、危険周知と早期避難、救助・救援、生活インフラの確保、被災状況の把握、生活基盤の復旧・復興等の公共サービスが果たすべき災害対策の強化が喫緊の課題となっている。一方、国民生活を犠牲にした弱肉強食の市場優先主義の進行は、例えば「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「公共サービスの質や水準を低下させることなく、また、新たなサービスの創出により、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出の抑制を実現する（新経済・財政再生計画）」と指摘されるように、災害対策の中核をも担う公共サービスを際限なくそして止まることのない縮小へと導きかねない。改めて、頻発・激甚化する自然災害、与野党を問わない政治全体に蔓延する新自由主義とポピュリズム、無責任な成長至上主義と経済政策のもと実質的に放棄された財政健全化などにより、国民生活の基盤を担う公共サービスに課せられた役割を喪失しかねない危機的な情勢にあることを、従事する労働組合の社会的責任として厳しく自覚しなければならない。

公務労協は、2004年に新自由主義・市場万能主義の対抗軸として取組をスタートした「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」について、安倍政権の進める諸政策に総合的な対峙をはかるとともに、公共サービスへの影響を考慮しない歳出削減万能主義の政治勢力とは毅然として対立・対抗していくため、公共サービス基本法の意義と目的等を重視した活動を強化する。

具体的には、これまでの取組の到達点を踏まえ、2019年度においても引き続き、①国民の生命及び財産を守るとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むために不可欠な公共サービスの重要性に関する社会的な理解の再構築、②入札・契約改革と公正労働基準の確立をはかるための連合の公契約基本法及び条例制定との活動の連携、③

公務公共サービスを再構築するため公務における労使関係の改革が不可欠であるという立場から、自律的労使関係制度の必要性と労働基本権回復の意義に関する国内世論の喚起をはかるための連合との連携強化と主体的対応、④過去8年間の活動の経過と到達点を踏まえた公共サービス基本条例の制定、⑤公共サービスを支える財政の健全化問題に関する政府・政党対策をはかることとし、具体的な活動等については、今後の諸情勢等の推移を踏まえ、2019年春季生活闘争方針において提起する。

（２）公務員制度改革、労働基本権確立の取組

2000年12月の政府・行政改革大綱の閣議決定に端を発する公務員制度改革に終止符を打つ立場から、自民党行革推進本部が「橋本行革を検証し、今後の行政改革の基本コンセプトを提言」した「2030年を見据えた行政改革についての中間報告」に関する具体化の動向を注視しつつ、2020年に予定される、次回のILO第87号条約及び第98号条約に関する日本政府定期報告の機会までを期限として、国家公務員制度改革基本法第12条に基づく自律的労使関係制度の確立についての決着をはかる。このため、第107回ILO総会・基準適用委員会における個別審査の結論の具体化をはかるとともに、ILO結社の自由委員会第386次報告・勧告を踏まえた労働基本権の確立と、福祉社会に相応しい「平等取扱の原則」を確立する等の民主的公務員制度改革の実現に向け、連合とともに対政府・政党対策等の具体的な対応及び取組等を強化する。なお、公務員の労働基本権に関する社会的・国民的理解の醸成を最重要視し、経済界やマスメディア等との対話の促進等による社会的環境整備の構築をはかることとする。また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」の「新経済・財政再生計画」による財政健全化が、労働基本権制約の代償措置とされる給与決定システムの機能をさらに不完全または喪失しかねない事態を招く恐れがあることに留意した対策をはかることとする。

（３）独立行政法人及び政府関連公益法人等の雇用・労働条件確保の取組

引き続き、第186通常国会において成立した改正独立行政法人通則法を踏まえ、法案審議と政府答弁及び附帯決議を活用し、①法人の組織運営上の裁量と自主性・主体性、②自律的労使関係制度のもと労使交渉による賃金・労働条件の決定等の実体的確保に向け、統一性と連携を重視した対応を強化する。また、労働協約締結権を有するすべての独立行政法人等において、労使の自主決着を前提とした労働委員会の紛争解決機能の活用を進める。なお、行政執行法人（全印刷局労働組合、全造幣労働組合）における労働委員会の紛争解決機能の活用については、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与から独立・先行して決着することの意義と、当該機能が旧公共企業体労働委員会機能による争議権制約の代償措置に由来することを踏まえた対応をはかることとする。さらに、政府関連公益法人等において、労働基本

権にこだわる雇用・労働条件の決定等をはかるための環境整備に努める。

(4) 自治体制度改革と地方創生、中央省庁再々編及び道州制・国の出先機関の見直し等に対する取組

総務省「自治体戦略2040構想研究会」の第二次報告を土台として、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方についての調査審議を開始した政府の地方制度調査会の議論・動向等を注視するとともに、2015年度を初年度に5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた総合戦略が中間年を超えた地方創生について、教育・医療・介護・保育等の基礎的公共サービスの人的基盤の強化・雇用創出による地域の活性化をはかるための対策を、連合とともに推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」が「地域における雇用機会を創出するため」と指摘した「政府関係機関の地方移転」については、「政府機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）及び「政府機関の地方移転にかかる今後の取組について」（同年9月1日同本部決定）に対して、引き続き、真に地域経済の活性化等の効果があるか否かを追求するとともに、当該職員の雇用と勤務条件等の確保を前提とした対応を強化する。

2001年1月に施行された中央省庁の再編統合から約20年近くが経過するもと、自民党行政改革推進本部の提言（「2030年を見据えた行政改革についての中間報告」）において課題として提起されている中央省庁再々編については、相次ぐ官僚・各府省における事件・不祥事に対する措置という観点ではなく、急速に深刻化する少子高齢化と人口減少社会における自治体を含めた行政制度全体の改革という立場から、国民生活の基盤となる公共サービスの充実と、関係職員の雇用と労働条件等の確保を基本として、必要な対策をはかることとする。

また、道州制と国の出先機関の見直し等については、引き続き、道州制基本法案等、政府・国会の動向等を注視し、機動的な対策を講じる。

(5) 賃金・労働条件の改善等に関する取組

- ① 「政治」の公務員給与に対する介入を排除する。また、無責任な政治の不作為により財政健全化が事実上放棄されているもと、財政窮迫の深刻化とともに無原則・無秩序な歳出・公務員人件費の削減へと社会全体が暴走しかねない情勢に至ることを警戒し、政府との各級段階の交渉・協議、政党対策を強化する。
- ② 連合と連携し、公務員給与の社会的影響と重要性とともに、労働基本権制約の代償措置とされる給与勧告が国会・議会と内閣・首長に対して同時になされるという意義に基づいた社会的合意を確立するための取組を進める。

- ③ 連合の2019春季生活闘争に向けた方針議論に積極的に参加するとともに、労働条件専門委員会を中心にその準備を進める。
- ④ 「雇用と年金を接続した公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向」(2008年5月20日「新たな高齢雇用施策検討委員会」とりまとめ)を基本とした公務員の段階的定年引上げの実現について、第196通常国会期を通じた行政そして公務員に対する厳しい社会的評価が顕在化していることに留意するとともに、2017年以降の政府・人事院そして自民党において具体化に向けた検討等が進められてきたこの機会を逸することなく、実現を最優先とした対政府・国会対策等を強化する。
- ⑤ 格差是正の取組を積極的に推進し、短時間公務員制度の導入をめざすとともに、臨時・非常勤職員をはじめとする全ての公共サービス労働者の雇用安定と処遇改善を求める。
- ⑥ 公共サービスの質及び量そして国民の信頼を低下させることのない真に実効性ある超過勤務の縮減、休暇・休業制度の拡充を求め、その具体化をはかることを通じたワーク・ライフ・バランスの改善を進める。
- ⑦ 国および地方自治体における障害者雇用問題について、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任を果たす立場から、関係閣僚会議において決定された再発防止および速やかな法定雇用率の達成等の取組に対して、関係構成組織とともに全面的な協力と努力をはかる。

(6) 男女共同参画社会の実現に向けた取組

経済の再生と成長戦略を重視する考え方が前提にある安倍政権における「女性の社会進出・活躍の促進」に対して、現実を重視し実態を改善することにより、職場の男女平等、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、男女間格差の是正と均等待遇の実現という適正な理念を導くという立場から、引き続き、①ワーク・ライフ・バランス憲章と行動指針の具体化、②次世代育成支援対策推進法に基づく、労使協議による行動計画の改善と着実な実施、③募集・採用・配置・昇進における男女間格差の是正、④結婚・妊娠・出産・育児・介護などを理由とする不利益取扱いの一掃、⑤男性の育児休業・介護休暇取得の促進等を、職場と家庭そして社会を基盤に置いた取組として推進する。

(7) 公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進

国公連合の取組を第一義におき、公務労協との共同事業としての組織化の重点目標・対象を中央省庁に設定し、交流と情報提供、大衆的情報配布等を中心とする未加盟対策を任務として設置した組織拡大センターの活動を強化するとともに、引き続き、

新たな産別結集組織の実現について具体的かつ確実な成果を得る対応をはかることとする。

また、第107回ILO総会・基準適用委員会における個別審査の結論を踏まえ、刑事施設職員の団結権付与に関する組織的な環境整備をはかるため、自主組織の建設に向けた対策を講じるとともに、そのための体制整備について国公連合を主体として進める。

(8) 「新たな郵政づくり」に向けた取組

日本郵政グループの主要三事業は、社会・経済の構造変化等の影響もあり、右肩上がりの成長計画を描きにくい状況にある。とくに、長引く長期金利の低下と日銀によるマイナス金利政策は、ゆうちょ銀行、かんぽ生命金融二社の経営を圧迫している。また、郵便局の来局数は減少傾向にあり、IT化の進展に伴う郵便物の減少と人口減少でありながら核家族化等による世帯数増が配達の非効率性を高めており、早晚、郵便局ネットワークのあり方やサービス水準の見直しも求められてくることが予想される。そうした厳しい経営環境のもとにあっても、人口減少、少子高齢化社会に対応して、郵便局が国民生活・地域社会のコアとして「住民の暮らし」を支える機能を高めしていく必要がある。JP労組は、郵便局ネットワークの価値を向上させつつ、ユニバーサルサービスという公益性と収益性を両立させ、地域社会において、持続可能で、より利便性の高い「新たな郵政づくり」にむけ、地方行政サービス等との連携も視野に入れ取り組んでいくこととしている。公務労協は、JP労組の今後の取組を、構成組織全体の課題として共有するとともに、組織的支援と要請等に応じた対応等をはかることとする。

(9) 地方組織の結成の推進について

未結成の12都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、引き続き、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する。また、諸会議または集会を活用した構成組織中央段階における対応等、主要な構成組織が各地方段階で結成に向けた主体的な役割を担うこととする。